## 第３号様式（第４条第1項関係）

第　　　　　号

　　　年　　月　　日

保有個人情報開示決定通知書

　様

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター　理事長

　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　□ 全部開示　□ 部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由（部分開示の場合）

|  |
| --- |
|  |

注１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、　　　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、

　　を被告として（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等

|  |
| --- |
| （１）開示の実施の方法□事務所における開示（□閲覧　□視聴　□写しの交付）　□写しの送付（２）事務所における開示を実施することができる日時及び場所　　　　日時　　　　　　　　　　　　　　　　場所　　　　　　　　　　　　※　上記の日時から開示の実施を希望する日を開示実施方法等申出書（別記第12号様式）により申し出てください。（３）写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用　　　　準備日数　　　　日　　送付に要する費用（見込額）　　　　　　円（４）備　考 |

５　連絡先　　（担当部署名）　　　　　　　　　　　　（電話番号）

（日本産業規格Ａ列４番）